

埼勞発基 1212 第 2 号
令和元年 12 月 12 日

埼玉労働災害防止関係
団体等連絡協議会会員 様

埼玉労働局長



令和元年度安全衛生教育促進運動の実施に伴う協力のお願いについて(依頼)

平素より労働行政の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、中央労働災害防止協会におきまして、別添の「令和元年度安全衛生教育促進運動実施要領」に基づき、令和元年 12 月 1 日から令和 2 年 4 月 30 日までを実施期間として実施します。

つきましては、同封の資料をご参照いただき、安全衛生教育の重要性が改めて認識されることにより、特に労働安全衛生法令の定める安全衛生教育等の実施が促進されるよう、貴職におかれましては、関係する事業場等に対して本運動の周知など特段の御配慮をよろしくお願ひいたします。

令和元年度

2019年12月1日▶2020年4月30日

安全衛生教育促進運動



事業主の皆さん!

労働安全衛生法により

雇入れ時教育 職長等教育 技能講習 特別教育

などが義務づけられています。



正しい知識で 職場を安全・健康に!

死者者数は2015年から4年連続で1,000人を下回っていますが、休業4日以上の死傷者数は3年連続で増加しており、依然として予断を許さない状況にあります。そこで、事業場の安全衛生活動の活性化、安全衛生教育の充実が求められています。

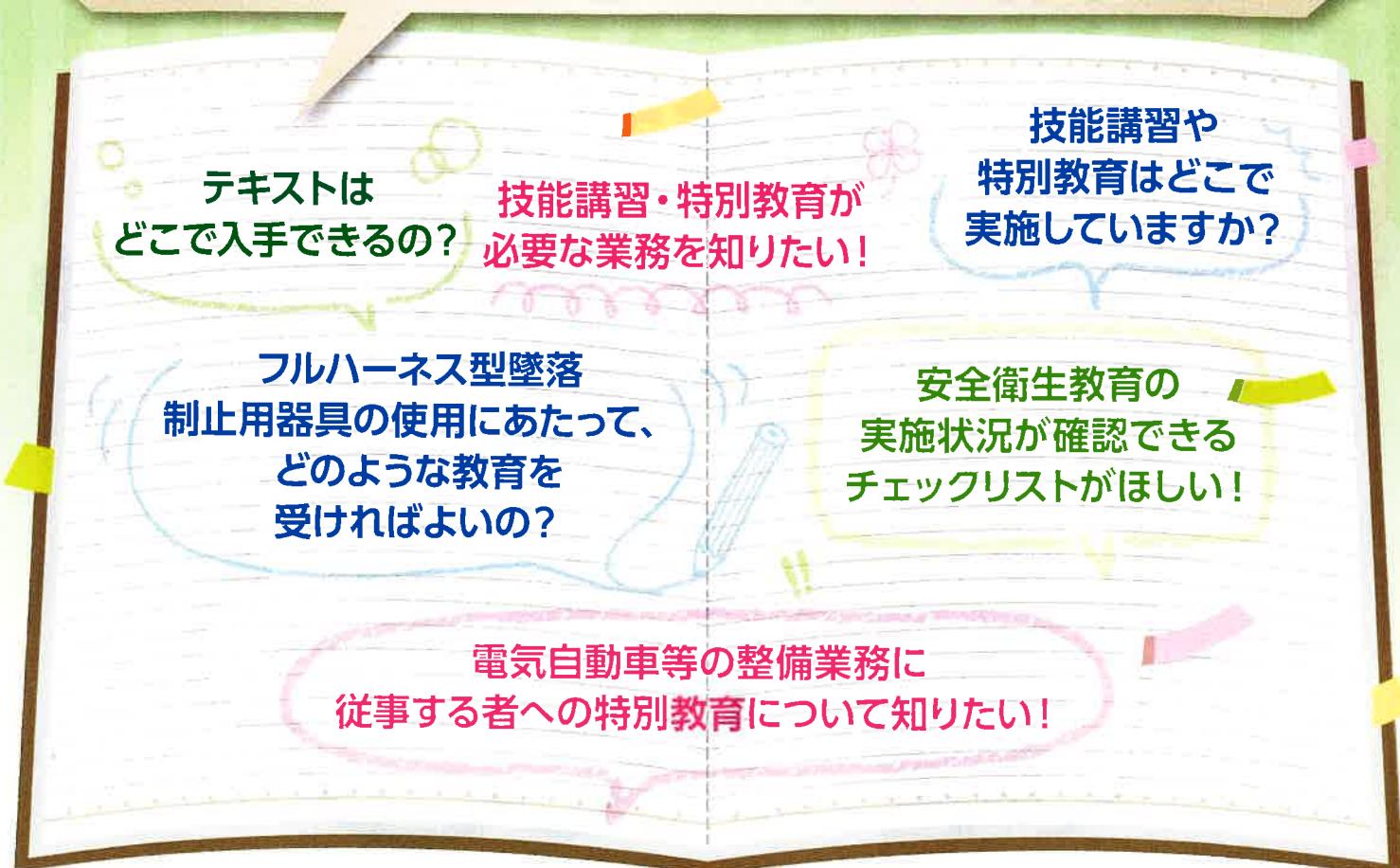
特に、雇入れ時教育、職長等教育、作業内容変更時教育、特別教育等を徹底するとともに、改正安全衛生教育等推進要綱で実施対象に追加された安全推進者、荷役災害防止担当者、化学物質管理者、産業保健スタッフ、管理職などに対する安全衛生教育・研修の推進、安全衛生業務従事者への能力向上教育が大変重要となります。

また、2019年2月には、高所作業における墜落制止用器具は「フルハーネス型」の使用が原則となり、特別教育の修了が義務づけされました。その徹底を図ることも大切です。

安全衛生教育促進運動とは

労働災害防止のために不可欠な安全衛生教育、特に労働安全衛生法に基づく教育等を促進するため、中央労働災害防止協会(中災防)が主唱し、厚生労働省の後援のもと、業種別労働災害防止協会や都道府県労働基準(労務安全衛生)協会(連合会)等および全国的な安全衛生関係団体が一体となって展開している運動です。

中災防は2018年度を初年度とする国の第13次労働災害防止計画や、国の「安全衛生教育等推進要綱」(2016年10月12日付け基発1012第1号)の趣旨を踏まえ、この運動を広く展開していくこととしています。



安全衛生教育促進運動サイトをご覧ください。

詳しくはこちら

安全衛生教育促進運動

で検索

安全衛生教育に関する相談窓口はコチラ

《中央労働災害防止協会 安全衛生教育相談窓口》

電話 03-3452-6296 (中災防本部)

メール jisha-soudan@jisha.or.jp

協賛団体

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、都道府県労働基準(労務安全衛生)協会(連合会)、一般社団法人新潟県労働衛生医学協会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、一般社団法人仮設工業会、一般社団法人全国登録教習機関協会、一般社団法人日本クレーン協会、一般社団法人日本ボイラ協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、公益財団法人安全衛生技術試験協会、公益財団法人産業医学振興財団、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会、公益社団法人産業安全技術協会、公益社団法人全国労働衛生団体連合会、公益社団法人日本作業環境測定協会、公益社団法人日本産業衛生学会、公益社団法人日本保安用品協会、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会、高压ガス保安協会、日本労働災害防止推進会、一般社団法人安全技術普及会、一般社団法人セーフティグローバル推進機構

(順不同)

令和元年度 安全衛生教育促進運動実施要領

1 趣旨	安全衛生教育促進運動は、労働者の安全と健康を守る上で中核となる安全衛生教育についてその重要性を啓発し、実施を促すため、平成25年度から中央労働災害防止協会が主唱し、推進している運動である。	2 實施期間 令和元年12月1日から令和2年4月30日までとする。	3 運動標語 「正しい知識で 職場を安全・健康に！」	4 主唱者 中央労働災害防止協会	5 後援 厚生労働省	6 協賛者 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、都道府県労働基準（労務安全衛生）協会（連合会）、一般社団法人新潟県労働衛生医学協会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、一般社団法人仮設工業会、一般社団法人日本登録習機関協会、一般社団法人日本クレーン協会、一般社団法人日本ボイラ協会、一般社団法人日本労働安全コンサルタント会、公益社団法人安全衛生技術試験協会、公益財団法人産業医学振興財团、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会、公益社団法人産業安全技術協会、公益社団法人全国労働衛生団体連合会、公益財団法人日本保安用品本作業環境測定協会、公益社団法人日本産業衛生学会、公益社団法人日本労働災害防止推進協会、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会、高压ガス保安協会、日本労働災害防止推進協会、一般社団法人安全技術普及会、一般社団法人セーフティグローバル推進機構	7 實施者 各事業場	8 主唱者の実施事項 主唱者は、次の事項を実施する。 (1) 機関誌、Webサイト等、さまざまな媒体を通じての広報 (2) リーフレット等の制作および配布 (3) 「安全衛生教育実施チェックリスト」の本運動実施期間中の集中的な配布 (4) 「安全衛生教育相談窓口」の設置および安全衛生教育相談への集中的な対応 (5) ポスター等の掲示 (6) 安全衛生関係団体等に対する協力依頼
1 趣旨	安全衛生教育促進運動は、労働者の安全と健康を守る上で中核となる安全衛生教育についてその重要性を啓発し、実施を促すため、平成25年度から中央労働災害防止協会が主唱し、推進している運動である。	2 實施期間 令和元年12月1日から令和2年4月30日までとする。	3 運動標語 「正しい知識で 職場を安全・健康に！」	4 主唱者 中央労働災害防止協会	5 後援 厚生労働省	6 協賛者 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、都道府県労働基準（労務安全衛生）協会（連合会）、一般社団法人新潟県労働衛生医学協会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、一般社団法人仮設工業会、一般社団法人日本登録習機関協会、一般社団法人日本クレーン協会、一般社団法人日本ボイラ協会、一般社団法人日本労働安全コンサルタント会、公益社団法人安全衛生技術試験協会、公益財団法人産業医学振興財團、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会、公益社団法人産業安全技術協会、公益社団法人全国労働衛生団体連合会、公益財団法人日本保安用品本作業環境測定協会、公益社団法人日本産業衛生学会、公益社団法人日本労働災害防止推進協会、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会、高压ガス保安協会、日本労働災害防止推進協会、一般社団法人安全技術普及会、一般社団法人セーフティグローバル推進機構	7 實施者 各事業場	8 主唱者の実施事項 主唱者は、次の事項を実施する。 (1) 機関誌、Webサイト等、さまざまな媒体を通じての広報 (2) リーフレット等の制作および配布 (3) 「安全衛生教育実施チェックリスト」の本運動実施期間中の集中的な配布 (4) 「安全衛生教育相談窓口」の設置および安全衛生教育相談への集中的な対応 (5) ポスター等の掲示 (6) 安全衛生関係団体等に対する協力依頼

- (7) 事業者団体、中小企業団体、経営者団体等を通じた、本運動の事業場への周知
(8) その他、安全衛生教育に関する事業場への支援・協力

9 協賛者の実施事項

- 協賛者は、次の事項を実施する。
(1) 機関誌等を通じた、関係団体や事業場等への周知・広報
(2) 安全衛生教育に関する事業場への支援・協力
(3) その他、本運動の推進に関する事項

10 實施者の実施事項

各事業場は、特に次の事項を実施する。
(1) 年間の安全衛生教育実施計画の作成、これに基づく安全衛生教育の計画的かつ効果的な実施

- (2) 安全衛生教育の実施結果の記録・保存
(3) 実施計画の作成、実施、実施結果の記録・保存など安全衛生教育に関する業務の実施責任者の選任

(4) 法定教育等の徹底

- ア 新入社員(パート・アルバイト、派遣労働者を含む)に対する履入れ時教育
イ 配置転換により作業内容に変更があった者に対する作業内容変更時教育
ウ 危険有害業務に新たに従事する者に対する特別教育、新たに特別教育が必要となる業務等(フルハーネス型墜落制止用器具の使用が義務づけられる高所作業、菜、電気自動車等の整備業務、伐木作業等を含む)に従事する者に対する特別教育

エ 職長等に新たに就任する者に対する職長等教育

- オ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での免許所有者や技能講習修了者などの資格者の充足
カ 安全衛生業務従事者(安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、安全推進者等)を選任・配置するための教育等
キ 危険有害業務従事者に対する教育、安全衛生業務従事者に対する能力向上教育

- ク 健康の保持増進を図るための健康教育
ケ これらに準じた安全衛生水準の向上に資する教育・研修

- (5) 法定教育以外の教育等の充実
ア 労働安全衛生マネジメントシステム担当者に対する教育
イ 化学物質管理者教育
ウ 健康保持増進措置を実施するスタッフを養成するための専門教育
エ 産業保健スタッフ等に対するメンタルヘルスケア推進のための教育・研修

才 経営トップ等に対する安全衛生セミナー 力 管理職に対する安全衛生教育

- キ 外国人労働者に対する母国語や明解な図示などを活用した安全衛生教育
ク 情報機器作業従事者および管理者に対する労働衛生教育
(6) 講師、教材等の問題から、自ら安全衛生教育を実施することが困難な場合の、
安全衛生関係団体等の活用による安全衛生教育の実施
(7) 資格または特別教育等が必要な設備機器、作業場所等に対して、その必要な資
格または特別教育の種類を提示することや、有資格者に添写を捺せることなど、
安全衛生教育に関する「見える化」の推進

- (8) 危険体感教育や、日々の危険感受性を向上させる教育等の活用